

# 多重債務 4つの整理方法(II)

## 個人版民事再生

地方裁判所に申し立て、一般的には財産を処分せずに、生活を立て直します。

### こんな場合に適しています

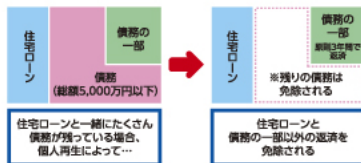
- 給与などの定期的な収入を得ている
- 住宅ローンがあるが、住宅を手放したくない

### おもなメリット

- 話し合いによる解決が困難な場合でも債務整理可能
- 住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することも可能(住宅ローン以外の抵当権が設定されている場合など、特別条項を利用できない場合もある)
- 貸金業者からの給与の差押えを止めることができる

### おもなデメリット

- 利用できる人に制限がある
- 手続きが複雑なため、費用と時間がかかる
- 官報に氏名・住所が記載される



## 自己破産

地方裁判所に破産を申し立て、全財産を処分することにより、残った借金のすべての免除を受けて生活を立て直します。

### こんな場合に適しています

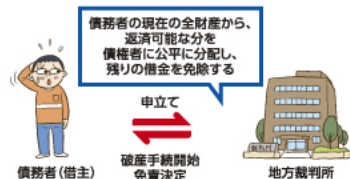
- 返済の見込みがない

### おもなメリット

- 免責が許可されれば、早期に借金から解放される
- 貸金業者からの給与の差押えを止めることができる

### おもなデメリット

- 最低限の生活資材を除き、住宅などの財産を失う
- 破産原因によっては免責されない場合がある
- 官報に氏名・住所が記載される
- 免責が許可されるまで、一定の職業に就けない



### あなたへのアドバイス!

- 借金問題は必ず解決できます。
- できるだけ早く多重債務の相談窓口相談し、弁護士や司法書士など法律専門家の支援を受けて、解決策を検討しましょう。

